

質向上ネットワーク規則 新旧対照表

旧	新
総合診療専門研修プログラムの質向上ネットワーク規則	家庭医療 ・総合診療専門研修プログラムの質向上ネットワーク規則
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 本会は、質の高い総合診療専門医の養成を図る本学会の趣旨に賛同する総合診療専門研修プログラムが参加し、プログラム相互の交流を図り、その成果をもってプログラムの改善および発展に寄与すると共に、プログラムで研修を受ける専攻医の資質向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 本会は、質の高い家庭医療専門医・総合診療専門医の養成を図る本学会の趣旨に賛同する家庭医療専門研修プログラムと総合診療専門研修プログラムが参加し、プログラム相互の交流を図り、その成果をもってプログラムの改善および発展に寄与すると共に、プログラムで研修を受ける専攻医の資質向上を図ることを目的とする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 総合診療専門研修プログラムの運営や専攻医の育成に関する情報交換</p> <p>(2) 総合診療専門研修プログラム間の交流活動、合同研修会等の開催</p> <p>(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は当学会の専門医制度関連委員会の支援を受ける。また、家庭医療専門研修プログラム責任者協議会と合同で行うことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 家庭医療・総合診療専門研修プログラムの運営や専攻医の育成に関する情報交換</p> <p>(2) 家庭医療・総合診療専門研修プログラム間の交流活動、合同研修会等の開催</p> <p>(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は当学会の専門医制度関連委員会の支援を受ける。また、家庭医療専門研修プログラム責任者協議会と合同で行うことができる。</p>
<p>(会員)</p> <p>第 4 条 一般社団法人日本専門医機構に認定された総合診療専門研修プログラムであって、本会の趣旨に賛同し第 7 条に掲げる義務を果たす意思を持っているプログラムを会員とする。ただし統括責任者が本学会の会員でなければならない。</p> <p>2 本会の会員である総合診療専門研修プログラムを会員プログラムと称する。</p>	<p>(会員)</p> <p>第 4 条 本学会認定家庭医療専門研修プログラムまたは一般社団法人日本専門医機構に認定された総合診療専門研修プログラムであって、本会の趣旨に賛同し第 7 条に掲げる義務を果たす意思を持っているプログラムを会員とする。ただし総合診療専門研修プログラムにあっては統括責任者が本学会の会員でなければならない。</p> <p>2 本会の会員である家庭医療・総合診療専門研修プログラムを会員プログラムと称する。</p>
<p>(入会および更新手続)</p> <p>第 5 条 本会に入会しようとする総合診療専門研修プログラムは、統括責任者が所定の手続きを行い、理事長の承認を得た上で、会費を納入しなければならない。</p> <p>2 会員プログラムの資格を有する期間は毎年 3 月 31 日までとする。所定の期日までに手続きを行い、理事長の承認を得た上で、会費を納入することで資格の更新ができる。</p> <p>3 理事長は、第 7 条に掲げる義務の不履行が著しい会員プログラムに対して、資格の更新を認めないことがある。</p>	<p>(入会および更新手続)</p> <p>第 5 条 本会に入会しようとする総合診療専門研修プログラムは、統括責任者が所定の手続きを行い、理事長の承認を得なければならない。本学会認定家庭医療専門研修プログラムは認定時に自動的に入会とする。</p> <p>2 会員プログラムの資格を有する期間は毎年 3 月 31 日までとする。所定の期日までに手続きを行い、理事長の承認を得ることで資格の更新ができる。本学会認定家庭医療専門研修プログラムは自動更新とする。</p> <p>3 理事長は、第 7 条に掲げる義務の不履行が著しい会員プログラムに対して、資格の更新を認めないことがある。</p> <p>4 第 1 項、第 2 項の規程にかかわらず、本学会家庭医療専門研修プログラムは本会への入会を辞退し、任意の時期に退会することができる。</p>
<p>(会費)</p> <p>第 6 条 会費は年度毎に 1 万円とする。一旦納入された会費は返金しない。</p>	<p>(会費)</p> <p>第 6 条 会費は無料とする。</p>
<p>附則</p> <p>この細則は 2018 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この規則は 2018 年 5 月 1 日から施行する。 この規則は 2020 年 5 月 31 日から改定して施行する。</p>